

第2節 地域経済産業グループ	154
1. 2017年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）	154
1. 1. 地域経済産業調査	154
1. 2. 工場立地動向調査	155
1. 3. 地域中核企業施策	155
1. 4. 産業インフラ施策	157
1. 5. 地域資源を活用した地域活性化	159
1. 6. 東日本大震災の被災地における産業復興支援施策	160
1. 7. 地方産業競争力協議会	160
1. 8. 地域経済分析システム（RESAS）	161
1. 9. 中心市街地活性化の推進	161

第2節 地域経済産業グループ

1. 2017年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）

地域経済は、ローカルアベノミクスの進展により、全体としてみれば緩やかに改善しているが、人口減少・少子高齢化等や、経済のグローバル化等の構造的な課題は依然として存在する。このような厳しい経済情勢の中で、地域内での内発型産業振興や企業の国内立地を促進するための環境整備による産業集積の促進、農林漁業の成長産業化促進や地域資源の活用支援など、2017年度においても地域の実態に応じた各種の施策を実施した。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）等に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局と内閣府地方創生推進室と連携しつつ、地方の「平均所得の向上」によるローカルアベノミクスの推進のため、地域産業の活性化に取り組んだ。具体的には、第4次産業革命等の地域の未来につながる投資を促進し、地域における「稼ぐ力」の好循環システムを構築するため、平成29年通常国会で成立した地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かした地域経済牽引事業について、様々な政策手段を組み合わせた集中的支援に取り組んだ。

1. 1. 地域経済産業調査

（1）概要

各地方経済産業局（電力・ガス事業北陸支局、沖縄経済産業部を含む）が地域の経済動向を把握するために、2017年度は計4回管内の企業等に対してヒアリングを実施し、「地域経済産業調査」の結果を公表した。

定型的調査項目は、業況、生産動向、設備投資、雇用情勢、個人消費など多岐にわたる切り口で設問を設定し、また、調査ごとにその時々の政策課題に対応した調査項目を追加して設定し、多面的な分析を行った。

（ア）2017年4月-6月期

公表日：2017年7月25日

調査対象企業数：779

<全体の業況>

・生産は、はん用・生産用・業務用機械が半導体製造装置や液晶製造装置で好調など、堅調に推移した。設備投資は、生産性向上や省力化のための投資で積極的な動きがみられた。個人消費は、節約志向が継続も、高機能商品は好調

に推移した。

・各地域の景況判断は、東海・九州で上方修正し、北海道、東北、関東、北陸、近畿、四国、沖縄は据え置き、中国は下方修正した。

・全国的には、緩やかに改善しているとし、前回の調査結果から据え置いた。

（イ）2017年7月-9月期

公表日：2017年10月24日

調査対象企業数：779

<全体の業況>

・生産は、輸送機械が自動車部品で好調、電子部品・デバイスが半導体集積回路で好調など、堅調に推移した。設備投資は、生産性向上や省力化のための投資で積極的な動きがみられた。雇用は、有効求人倍率が高水準で推移した。個人消費は、高額商品が好調で、インバウンド消費も引き続き好調に推移した。

・各地域の景況判断は、全地域で据え置いた。

・全国的には、緩やかに改善しているとし、前回の調査結果から据え置いた。

（ウ）2017年10月-12月期

公表日：2018年1月24日

調査対象企業数：779

<全体の業況>

・生産は、電子部品・デバイスが半導体集積回路で好調、はん用・生産用・業務用機械が半導体製造装置で好調など、堅調に推移した。設備投資は、生産性向上や省力化のための投資で積極的な動きがみられた。雇用は、有効求人倍率が高水準で推移した。個人消費は、高額商品が好調で、インバウンド消費も引き続き好調に推移した。

・各地域の景況判断は、全地域で据え置いた。

・全国的には、緩やかに改善しているとし、前回の調査結果から上方修正した。

（エ）2018年1月-3月期

公表日：2018年4月27日

調査対象企業数：770

<全体の業況>

・生産は、はん用・生産用・業務用機械が半導体関連で好調、電子部品・デバイスが自動車向け分野で好調など、堅調に推移した。設備投資は、生産性向上や省力化のための投資で積極的な動きがみられた。雇用は、有効求人倍率が

高水準で推移した。個人消費は、高額商品が好調で、インバウンド消費も引き続き好調に推移した。

・各地域の景況判断は、関東、中国、四国で上方修正し、その他の地域は据え置いた。

・全国的には、緩やかに改善しているとし、前回の調査結果から据え置いた。

1. 2. 工場立地動向調査

(1) 経緯・概要

工場立地動向調査は、「工場立地法」第2条に基づき、1967年から実施されており、全国の製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的を持って取得（借地を含む）された1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を対象としている。また、1985年からは研究所（民間研究機関で、主として前記4業種に係る分野の研究を行うものに限る。）の用地も併せて調査している。ただし、本文では、電気供給業を除いたデータについて掲載する。

(2) 2017年工場立地動向調査の概要（速報）

(ア) 全国の工場立地の概況

2017年の全国の製造業等の工場立地件数は1,009件、工場立地面積は1,228haで、工場立地件数、工場敷地面積ともに、前年と比べ増加となった（参照：図全国の製造業等の工場立地の推移）。

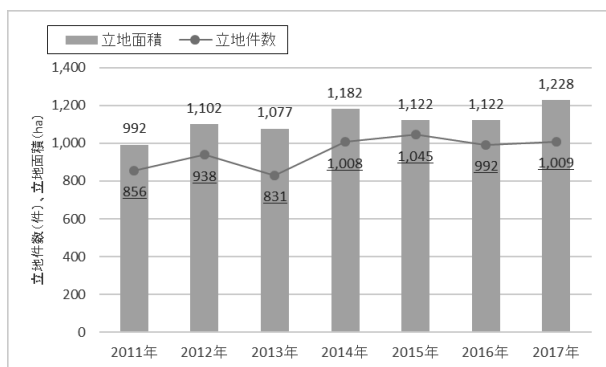


図 全国の製造業等の工場立地の推移

(イ) 地域別の工場立地の概況

2017年の製造業等の立地件数の多かった地域は、上位から順に関東内陸（208件）、東海（199件）、南東北（108件）であった（参照：図地域別工場立地件数の年次比較）。

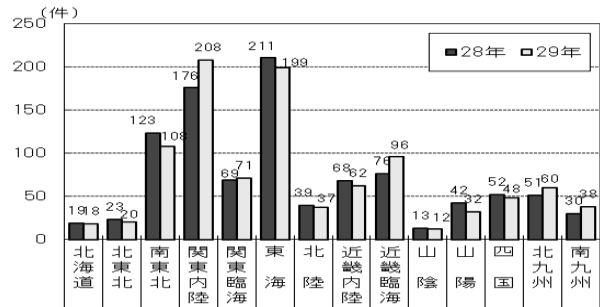


図 地域別工場立地件数の年次比較

(備考) 各地域に含まれる都道府県

北海道	北海道	近畿内陸	滋賀、京都、奈良
北東北	青森、岩手、秋田	近畿臨海	大阪、兵庫、和歌山
南東北	宮城、山形、福島、新潟	山陽	鳥取、島根
関東内陸	茨城、栃木、群馬、山梨、長野	山陰	岡山、広島、山口
関東臨海	埼玉、千葉、東京、神奈川	四国	徳島、香川、愛媛、高知
東海	静岡、愛知、岐阜、三重	北九州	福岡、佐賀、長崎、大分
北陸	富山、石川、福井	南九州	熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

(ウ) 業種別の工場立地の概況

製造業等の工場立地件数を見ると、立地件数の多かった業種は、その他業種を除き、多い順に食料品製造業（180件）、金属製品製造業（148件）、輸送用機械製造業（105件）、生産用機械製造業（100件）の順となった（参照：図業種別工場立地件数の年次比較）。

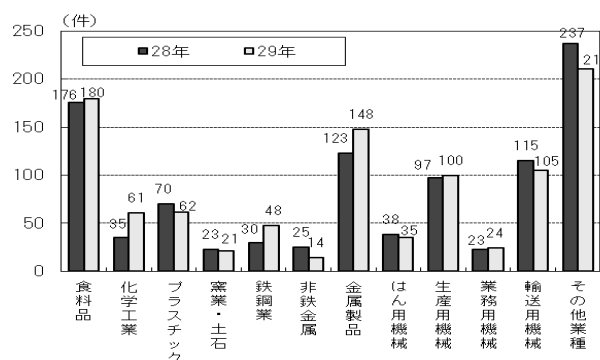


図 業種別工場立地件数の年次比較

1. 3. 地域中核企業施策

(1) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」

(ア) 概要

企業立地等の産業集積により、地域産業活性化を図るため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」が2007年6月に施行された。

2017年7月31日に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」へと改正された。

(イ) 活動状況

企業立地促進法の施行期間中（2007年6月～2017年7月）における国の同意計画数は192件、同法に基づく工場立地法の特例の適用を受けるための市町村条例の制定数は253件であった。

(2) 地域未来投資促進法

(ア) 経緯

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）は地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものである。具体的には、地方公共団体が策定した基本計画に基づき、都道府県知事が承認した地域経済牽引事業に対して、国から予算、税制、金融、情報に関する支援措置や規制の特例措置など集中的に支援を行う。

(イ) 概要

地域未来投資促進法に基づく基本計画と地域経済牽引事業計画の策定状況は次のとおりである。

(A) 基本計画の策定状況

2018年3月末時点で国の同意を得た基本計画は全国47都道府県で185件である。

(B) 地域経済牽引事業計画の策定状況

2018年3月末時点で各都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画は458件である。

(3) 地域未来牽引企業

(ア) 経緯

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、地域未来投資促進法の効果的な実現に向け、地域経済牽引事業の担い手候補となる地域の中核企業を明らかにするため、地域内外の取引等をデータ分析するシステム（RESAS）の活用等により、地域未来牽引企業を2,000社程度、選定・公表することとされた。

(イ) 概要

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域の経済成長を力強く牽引する事業を更に積極的に展開されること、または今後取り組むことが期待される企業を公開し、地域経済牽引事業が活発に行われることを通じて、

事業性の高い地域産業や良質な雇用・賃金が、地域に投資・人材を更に呼び込む好循環を形成することを目的に地域未来牽引企業の選定を行った。

具体的には、企業情報のデータベースから高い付加価値を創出していること等の定量的な指標に加え、自治体や商工団体、金融機関等の関係者から今後の地域経済への貢献等が期待される企業の推薦という2つの方法により、外部有識者委員会の検討も踏まえ、2,148社を選定した。

地域未来牽引企業に対しては、選定証やロゴ等の交付や、サミット・シンポジウムを開催し、企業間の交流の場を積極的に設ける等の支援を実施。また、補助金の加点措置や、優秀人材の確保・海外販路開拓（プロフェッショナル人材事業（内閣府）、新輸出大国コンソーシアム（貿易局））などの関連施策との連携も図っている。

支援体制としては、各経済産業局にワンストップ窓口である「地域未来投資促進室」を設置し、都道府県別担当者である地域未来コンシェルジュを設置。コンシェルジュは2,148社全社を訪問する予定であり、選定企業間の連携、支援機関等との連携、ネットワークの拡大をフォローしている。

(4) 地域中核企業創出・支援事業

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース（大学、協力企業、金融機関等）とのネットワーク構築を支援した。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案や販路開拓等をハンズオン支援した。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を設立し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援した。

(5) 地域イノベーションの促進

(ア) 経緯

「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）において、シェアリングエコノミーや地域密着型のIoTを活用した地域課題解決や地域活性化を図るため、地域の優良事例の創出と全国展開に向けた総合的支援や通信環境の整備を行うこととされた。

中小企業の生産性向上は、地域経済活性化のために重要な課題であり、このためには、I o T社会への対応、パソコンの活用、高性能3Dプリンタによる試作等をはじめとした先端設備を活用した取組が重要であるが、これらの設備については、性能の高度化に伴い取扱いに専門性が必要とされ、自社が単独で導入することは困難である。地域における一種のシェアリングエコノミーの観点からも、公的な支援機関等が保有する設備を地域の中小企業が共同利用していくことが一層重要となっていた

(イ) 概要

2017年度補正予算事業「地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域における中小企業の生産性向上のための共同基盤事業)」により、地域の複数の中小企業による共同利用が見込まれ、中小企業単独では十分使いこなすことが困難であり、I o T関係をはじめとする先端技術にかかる設備を導入するとともに、その性能を十分に活用できるよう職員の人材育成や中小企業への利用支援を行う支援機関に対して補助を行い、地域における中小企業の生産性向上のための共同基盤を整備した。さらに、地域未来投資促進法に基づき、他の支援機関と連携して支援する計画がある場合、効果的な支援が期待できるため優先採択を行った。

1. 4. 産業インフラ施策

(1) ビジネス・インキュベータ(BI・新事業支援施設)

(ア) 経緯

1999年の新事業創出促進法の制定以来、創業支援や新事業創出促進等を目的とした新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ(BI))の整備に取り組んでいた。

(イ) 概要

BIは、創業間もない企業等に対し、不足するリソース(低賃料スペースやソフト支援サービス等)を提供し、その成長を促進させることを目的に、国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等の公的機関や民間企業等によって整備・運営されている。BIには、入居者の様々なサポートを行う専門の支援人材(インキュベーション・マネジャー:IM)が配置され、技術開発、経営、マーケティングその他の起業全般に係る諸問題に対し自ら対応するとともに、外部の専門家等につなぐことで高度かつ専門的課題にも対応している。

(ウ) 施策

独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備・運営するBIにおいて、入居者等に対する新事業展開のための総合的なサポートを行うとともに、ソフト支援機能の質的向上を図るため、他のBI、IM、支援機関、大学等との連携による支援ネットワークの構築を進めている。

(2) 工業用地・工業用水道の整備促進

(ア) 経緯

(A) 地下水取水規制と工業用水

1950年代前半に大都市臨海部の工業地帯において、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下及び地下水の塩水化等が顕著となった。この解決には、水使用合理化はもちろんのこと、地下水の取水を規制し、地下水から強制的に転換するための代替水の供給が必要となってくる。このことから1956年に工業における地下水の取水規制を目的とした「工業用水法」を制定し、代替水源である工業用水道の整備のための地盤沈下防止対策事業として、工業用水道事業費補助制度が創設された。以来、「工業用水法」指定地域における地下水位の回復、地盤沈下の沈静化等、かつて深刻な問題地域であった既成工業地帯の地下水障害の問題解決において、工業用水道の整備はその中心的役割を果たしている。

(B) 産業基盤整備の一環としての工業用水道

我が国の均衡ある国土開発に向け、道路及び港湾等と並んで工業用水道が重要な産業インフラであるとの観点から、豊富低廉な工業用水を供給するため、1958年に「工業用水道事業法」を制定した。以来、工業用水道の整備は、均衡ある国土開発及び工業の再配置などの一翼を担うとともに、先行的整備により地下水への安易な依存を防止し、地盤沈下の未然防止の役割を果たしてきた。

(イ) 概要

「工業用水道事業法」における工業とは、製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水(水力発電用、飲用に適するものとして供給されるものを除く)のことを工業用水という。工業用水道は、導管により工業用水を供給する施設をいい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を工業用水道事業という。

(ウ) 現状

(A) 工業用水の需要

2015年現在、工業用水の需要は、淡水使用水量が118.7百万m³/日、補給水量（新たに工業用水道、地下水、河川水等から補給する水量）が26.2百万m³/日となっている。また、取水量ベース（2014年現在）で日本の水需要の約14%を占めている（参照：表日本の水使用比率（2014年））。

表：日本の水使用比率（2014年）

農業用水	生活用水	工業用水
67%	19%	14%

出所：2017年版 日本の水資源の現況 国土交通省

(B) 工業用水の回収率

回収率（工業用水使用水量に対する回収水量の割合）は、1965年には36.3%であったが、その後の水使用合理化等の進展により2015年には77.9%まで上昇している。

(C) 工業用水の水源

工業用水の淡水補給水量の水源別構成比は2015年現在、工業用水道が42.9%と最大の水源となっており、その他淡水が26.0%、地下水が23.3%、上水道が7.8%となっている。

(D) 主な工業用水使用業種

使用水量の多い業種は、化学工業、鉄鋼業、パルプ・紙・紙加工品製造業となっており、補給水量では、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、鉄鋼業の順になっている。なお、回収率の高い業種は、2015年現在、鉄鋼業（90.4%）、輸送用機械器具製造業（89.1%）で、全体で90%程度の水を循環して使用している。

(E) 工業用水道事業の整備状況

2017年3月末現在、工業用水道事業の事業体数は153であり、うち、地方公共団体（企業団を含む）が事業主体になっているものが152とその大半を占めている。また、工業用水道事業数は247であり、うち、約53%に当たる131事業が国庫補助金（産炭地域補助を除く）を受けて建設された事業である。

2017年3月末現在、工業用水道事業の給水能力については、全国で21.5百万m³/日であり、都道府県別では、山口県（全国の給水能力に占める割合8.3%）、愛知県（同7.7%）、静岡県（同6.9%）、福島県（同6.1%）及び茨城県（同5.6%）が上位を占めている。

(エ) 工業用水道事業費の補助制度

(A) 工業用水道事業費補助

地盤沈下防止による国土保全を図るとともに、地域経済の活性化を図るための産業基盤整備のため、工業用水の確保が必要な地域であって、一定水準以下の料金では工業用水を供給し得ない工業用水道事業及び小規模工業用水道事業の建設や、安定給水確保のための老朽化施設の改築に対し補助を行っている。

2016年度から導入された新しい採択基準では、「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針」等に基づく更新・耐震化計画の策定を求め、更新・耐震化の必要性や経営合理化に向けた取組状況等を踏まえて採択されるように変更された。

2017年度は、継続17事業、新採択基準で16事業に対し補助を行った。

(B) 水資源機構事業費補助

水源を独立行政法人水資源機構のダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、ダム等の建設・改築費用のうち、工業用水道事業者の水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している。2017年度は、継続3事業に対し補助を行った。

(オ) 沖縄振興公共投資交付金制度

沖縄振興公共投資交付金の理念に基づき、地盤沈下の防止と産業基盤整備の促進を図り、工業の健全な発達に寄与することを目的として、沖縄県が事業主体となって実施する工業用水道布設事業について、交付金を交付した。

(カ) 工業用水道政策小委員会の開催

工業用水道事業に公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を活用することについて、「日本再興戦略2016」において『運営権者が水道法や工業用水道事業法上の認可を取得する場合の具体的な申請手続や認可基準について、本年中に明確にした上で地方公共団体等に周知する。』とされた。これを受け、2016年12月に産業構造審議会地域経済産業分科会第7回工業用水道政策小委員会が開催され、審議結果とパブリックコメントの意見を踏まえ、工業用水道事業法施行規則、審査基準、料金算定要領を改正し、工業用水道事業におけるコンセッション方式を導入する際の手続や審査基準等の明確化を行った。

(キ) PPP/PFI 関係

高度経済成長期に布設された工業用水道施設の老朽化が進み、その更新需要が増している一方で、工業用水道事業は、近年、水利用の合理化の進展等により給水量が漸減

し、厳しい経営の状況に置かれている。

その対応策の一つとして、工業用水道分野でもコンセッション方式の導入が有効とされ、政府が推進する「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）において「工業用水道事業へのコンセッション方式導入案件形成に向けた導入可能性等調査 5 件を目標に実施する」とされた。

これを受け、経済産業省は、工業用水道分野におけるコンセッション方式の導入を推進し、具体的な案件の形成を図るため、2017 年度に 5 件（8 事業）を対象に導入可能性等調査を実施した。

（3）工場立地法

（ア）概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的に、1973 年に法改正がなされた。これにより、一定規模以上の工場に対して緑地の整備や生産施設面積の制限等を義務付ける規定が追加された。また、工場立地に関する調査として、工場適地の調査、工場立地動向調査（前掲）等を行うものとしている。

（イ）2017 年度の制度見直し

(A) 工場の緑地面積等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限

「第 6 次地方分権一括法」により、工場立地法に規定する工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限を、都道府県から市町村に移譲することとなり、2017 年 4 月 1 日の施行により、都道府県から市町村に権限が移譲された。

(B) 工場適地の調査の見直し

工場立地法に基づく工場適地調査について、企業の立地ニーズを踏まえた情報提供に関して、遊休産業用地の活用等の観点も含め、よりの確に行えるよう、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の議論を踏まえ、調査項目や情報提供のあり方等の見直しを検討した。

1. 5. 地域資源を活用した地域活性化

（1）沖縄振興対策

（ア）概要

沖縄では、1972 年の本土復帰以降、「沖縄振興開発特別措置法」の制定と 3 次にわたる沖縄振興開発計画等によって、主に道路等の公共分野の振興開発が先行して実施されてき

た。その結果、インフラ整備等については一定の成果が見られた。しかしながら、沖縄が持続的な発展を遂げていくには、活力ある民間主導の自立型経済の構築が重要である。沖縄本土復帰 30 周年に当たる 2002 年度には、沖縄の特性を活かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等新たな分野を加えた、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいべき「沖縄振興特別措置法」が制定された。

（イ）「沖縄振興特別措置法」

沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、2014 年 3 月には「沖縄振興特別措置法」の課税特例に関して所要の措置を講ずる改正がなされた。

（2014 年 4 月 1 日施行）具体的には、次のような施策を講じた。

(A) 経済金融活性化特別地区の創設（金融業務特別地区の抜本的見直し）

- ・内閣総理大臣が、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄県内の一の地域を指定。
- ・沖縄県知事が「経済金融活性化計画」を策定し、沖縄の経済金融の活性化を図るため集積を促進しようとする産業（課税特例の対象業種）を設定。内閣総理大臣が、計画を認定。
- ・沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者（特区の指定日以後の区域内で設立され、対象産業を営むこと等に該当する法人）を認定。
- ・その他の課税の特例措置（投資税額控除、エンジェル控除等）、地方税の課税免除に伴う措置等を規定。

(B) 情報通信産業振興地域等に係る特例措置の変更（地域指定権限・事業認定権限を沖縄県知事へ移譲）

- ・沖縄県知事が情報通信産業振興計画及び国際物流拠点産業集積計画を策定して、情報通信産業振興地域等を指定（従来は国が指定）。
- ・沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者を認定（従来は国が認定）。

(C) 航空機燃料税の軽減措置の拡充

- ・航空機燃料税の軽減措置の適用対象に、沖縄と沖縄以外の本邦地域との間を航行する航空機に加えて、沖縄県内の区域内の各地間を航行する航空機を追加。

1. 6. 東日本大震災の被災地における産業復興支援施策

(1) 概要

東日本大震災に伴う地震、津波による被害のみならず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害により甚大な被害を受けた福島県の産業復興のため、企業立地支援等を実施した。

(2) 2017年度具体的な取組

東日本大震災からの復興のため、以下の事業を実施した。

(ア) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

福島県の避難指示区域等を対象に、被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、2016年度当初予算において、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を創設し、引き続き支援事業を実施した。

(イ) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、企業立地促進による雇用の創出を通じた地域経済の活性化を図るため、2013年度当初予算において津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を創設し、引き続き支援事業を実施した。

(ウ) 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金

原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域(茨城県、栃木県、宮城県)における企業立地の円滑な推進、雇用の創出を目的に、2012年度当初予算において企業立地補助金を創設し、引き続き支援事業を実施した。

1. 7. 地方産業競争力協議会

(1) 経緯

2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全国各地の地域に根ざした「生の声」を反映していくため、地域ブロックごとに、地域を支える企業の経営者等をメンバーとする「地方産業競争力協議会(仮称)」を設置する。同協議会においては、「地域ごとの戦略産業を特定し、地域に眠る資源の掘り起こし、地域に必要な産業人材の育成に係る戦略等を定め、本戦略の地域における展開状況と併せて、定期的にフォローアップする」ことが盛り込まれた。

この決定を受け、同年10～11月にかけて、北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄の9つの地域ブロックで、地方自治体を中心に地方産業競争力協

議会が設置された。

同時に、各地方産業競争力協議会を政府一丸となってサポートする観点から、地域の戦略の検討及びその後の実行に向けての関係府省の取組状況を把握し、必要に応じて関係者間の調整を行うため、内閣官房副長官補を議長、内閣官房日本経済再生総合事務局次長及び経済産業省地域経済産業審議官を副議長とする地方産業競争力協議会連絡会議が同年9月に設けられた。

(2) 概要

協議会設置後は、各地域ブロックにおいて議論が積み重ねられ、2014年4月までに、全ての協議会で地方版成長戦略が策定された。

<各戦略の概要>

○各戦略共通の戦略産業

・イノベーションを創造するものづくり産業

中堅・中小企業の集積を活かして生産技術を高度化し、グローバル競争に勝ち抜く。

・地域資源を活かした観光産業

ブランド力強化により誘客を促進し、交流人口を増大させ、地域全体への経済波及効果を創出する。

・成長産業としての食・農林水産業

高品質な商品開発などにより競争力の高い農林水産業を確立し、農山漁村を活性化。

・新たな市場を切り拓く医療・ヘルスケア産業

高度な技術開発の成果を社会に還元し、地域経済の持続的発展に貢献する。

○これら戦略産業の競争力を強化するためには、中小企業・小規模事業者支援、人材育成、交通・物流等の産業インフラ整備が必要。

○各地方では取組を進める上で、更なる規制緩和や税・財政面での支援が必要不可欠。

○国・地方一体となって産業競争力強化に向けて取り組むべき。

各地域において、戦略に盛り込まれた各種事業が実施されたほか、各地域の協議会又は事務レベルの会合において、戦略の進捗状況の確認等、フォローアップが行われた。

1. 8. 地域経済分析システム（RESAS）

自治体の政策立案支援を強化するため、地域経済に関わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化」する「地域経済分析システム（RESAS）」を開発し、2015年4月21日に提供を開始した。

2017年度は、「農業マップ」の一部メニューのデータ更新頻度を5年から1年に短縮、「観光マップ」の一部メニューの分析軸を都道府県単位から地方単位に拡大するなど、搭載データの見直しや機能改善などを実施した。

1. 9. 中心市街地活性化の推進

（1）概要

中心市街地は様々な都市機能が集積する「まちの顔」であり、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。しかしながら、モータリゼーションの進展等による大規模店舗の郊外立地等により空洞化が進んでいる。このような背景のもと1998年度に旧中心市街地活性化法（旧中活法）が成立した。さらに、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」をコンセプトとして、第164回通常国会において旧中活法が抜本的に改正された（2006年8月22日施行）。改正中心市街地活性化法に基づき、地域の創意工夫を活かしつつ、「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を柱とし、政府として総合的、一体的な対策を講じることとされた。旧中活法が改正されて6年が経過し既に幾つかの市で中心市街地活性化基本計画が終了した状況においても、依然として中心市街地の疲弊は深刻で、人口減少の中で地域の経済活力を維持しつつ、高齢化が進む地域の住民にとって住みやすいまちを形成する観点から、中心市街地活性化政策を改めて総点検することとした。この結果、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、1. 中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度の創設、2. 中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設を趣旨とする中心市街地活性化法の改正法案を2014年2月に第186回通常国会において提出し、同年4月に成立した。

（2）中心市街地活性化の推進

（ア）「選択と集中」の強化

2006年8月、政府として中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部が設置された。また、市町村が作成した基本計画について、内閣総理大臣による認定制度が創設され、認定された基本計画に基づく事業に対して、各省庁が連携して、重点的に支援することとした。

2014年の改正では、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、波及効果が高い民間プロジェクトを「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」として、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベントの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業を「民間中心市街地商業活性化事業計画」として、経済産業大臣が認定する制度が創設された。

（イ）支援措置の拡充

中心市街地活性化法の2006年改正では、1. 市街地の整備改善、2. 都市福利施設の整備、3. まちなか居住の推進、4. 経済活力の向上の4点について各省庁連携して重点的な支援を実施することとされた。

また2014年の改正により、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定を受けたものについては、市町村版高度化融資制度、大規模小売店舗立地法の特例、不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減制度等の特例措置を、「民間中心市街地商業活性化事業計画」では、中小企業基盤整備機構による協力業務、中小企業投資育成株式会社法の特例がそれぞれ創設され、順次認定事業に対して支援が講じることとされた。

（3）推進の状況

2007年2月に第1次の基本計画が内閣総理大臣に認定されて以降、これまでに142市2町で147計画（2018年3月末現在）が認定された。また、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」については、これまでに11市11計画（2018年3月末現在）が認定された。

さらに、中心市街地活性化協議会も163地域（2018年3月末現在）で設立されるなど、中心市街地活性化法の活用による取組が広まっている。

経済産業省では、経済活力を向上させるため、事業計画の認定や、民間事業者が行う商業施設及び付随する商業基

盤施設の整備・改修に対する支援、まちづくりの専門知識をもつ専門人材の活用に対する支援、まちの魅力を高める方策を探るための調査・分析に対する支援、まちづくりの専門人材の育成に対する支援等を行うことで、中心市街地の活性化の取り組みを行う主体を総合的に支援した。